

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

◆ 会社の帳簿を見せてと言われた場合

Q : 株主から帳簿を見せてほしいと言われました。見せる必要はありますか？

A : 一定の株主には閲覧させなければなりません。

【解説】

会社法では、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主又は発行済株式(自己株式を除く)数の100分の3以上の株式を有する株主には、原則として、会社帳簿閲覧請求権を認めています。

会社帳簿閲覧請求権とは、会計帳簿や領収書などの原資証券などの閲覧や複写を求める権利をいい、株主がこれを行行使う場合には、会社に対して請求の理由を明らかにする必要があります。

会社は、要件を満たす株主から請求があった場合には、原則として閲覧を拒否することはできませんが、次の場合には、請求を拒否することが認められています。

- ① 請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求したとき
- ② 会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求したとき
- ③ 請求者が会社の業務と実質的に競争関係にある業務を営み、または従事するとき
- ④ 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するために請求したとき
- ⑤ 請求者が過去2年以内に④の事実がある時

